

# 大分県報

令和四年  
号外（一六）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部改正…	一
大分県職員住宅管理規則の一部改正…	二
温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則の一部改正…	三
大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正…	四
土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部改正…	五
大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正…	五
大分県漁港管理条例施行規則の一部改正…	五
都市計画法による開発行為許可申請の手續に関する規則の一部改正…	八
大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一部改正…	九
大分県収入証紙取扱規則の一部改正…	九

### 規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十四号

#### 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正する規則

（地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正）  
第一条 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則（昭和二十七年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

第一条中「の各号」を削り、同条第二号中「発電所リニューアル推進監」を「リニューアル推進監」に改める。

第二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部改正  
年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「発電所リニューアル推進監」を「リニューアル推進監」に改める。

#### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十五号

#### 大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項本文中「こえる」を「超える」に、「一に」を「いずれかに」に、「抽せん」を「抽選」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「抽せん」を「抽選」に改める。

第九条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十条第一項中「前条但書」を「前条ただし書」に改める。

第十一条第三項中「城南県職員アパート」を削る。

第十六条の見出しを「（明渡し）」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「明け渡し猶予」を「明渡し猶予」に改める。

第十七条の見出しを「（明渡し猶予）」に改め、同条第一項中「前条但書」を「前条ただし書」に、「明け渡し猶予」を「明渡し猶予」に、「取り消し」を「取消し」に改める。

第十八条の見出しを「（明渡し予定）」に改める。

第二十条第二項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第二十二条第二項中「明け渡し」を「明渡し」に改める。

別表第一の竹田県職員アパート（は号）の項中

一一、〇〇〇円

一六、八〇〇円

大分県報号外（規則）

ただし、知事が別に定める居室  
については、次のいずれかの額  
とする。

一六、三〇〇円  
一六、八〇〇円  
二一、九〇〇円

を

ただし、知事が別に定める居室  
については、

二一、九〇〇円

に改め、同表

の城南独身・単身者住宅の項中「大分市大字永興字北平一〇四九番地二」を「大分市城南東一丁目二番三〇号」に改め、同表の城南県職員アパートの項中「大分市大字永興字北平一〇四九番地三」を「大分市城南東一丁目六番一号」に改める。

別表第二の城南教職員住宅(KR1号)の項中「大分市大字永興字北平一〇五九番地三」を「大分市城南東一丁目五番一号」に改め、同表の城南教職員住宅(KR2号)の項中「大分市大字永興字北平一〇五九番地七」を「大分市城南東一丁目五番二号」に改め、同表の城南教職員住宅(KR4号)の項中「大分市大字永興字北平一〇五九番地三」を「大分市城南東一丁目五番四号」に改め、同表の津久見高等学校教職員住宅(KR2号)の項及び津久見高等学校教職員住宅(KR3号)の項を削る。

第一号様式中「上」を「上」に改める。

第二号様式中「世し」を「ただし」に、「取消を」を「取消しを」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

第五号様式中「取消す」を「取り消す」に改める。

第七号様式中「取消した」を「取り消した」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十六号

温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則(平成十二年大分県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項を削る。

大分県報号外(規則)

第一号様式中「㊸」を削り、  
「法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名  
」を  
「法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名  
」に改め、「㊸」及び注を削る。  
電話番号( )」  
第一号様式の二及び第一号様式の三中「㊸」及び

注 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

第二号様式中「㊹」を削り、

「法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名  
」を

「法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名  
」に  
電話番号( )」

ゆう出地の場所		地	田
増掘又は動力装置の場所	場所	地	田

を

ゆう出地の場所		地	田
---------	--	---	---

に改め、

「㊸」及び注1を削り、注2を注とする。

第二号様式の二中「㊹」を削り、

「法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名  
」を

「法人にあっては、主たる事務所の所在地  
」

「及び名称並びに代表者の氏名  
電話番号（ - - ）」

第五号様式  
中

「住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 印 や

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

「住所

氏名 印 や

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

「及び名称並びに代表者の氏名）」

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

や

第五号様式中「印」や

第五号様式の二中「印」や

「（法人にあっては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名）」

「（法人にあっては、主たる事務所の所在地

）及び名称並びに代表者の氏名 印 や

電話番号（ - - ）」

第五号様式の三及び第五号様式の四中「印」及び

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

や

第五号様式の五中「印」や

「（法人にあっては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名）」

「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
及び名称並びに代表者の氏名 印 や

電話番号（ - - ）」

第五号様式の六中

「住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 印 や

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

「住所

氏名 印 や

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

「及び名称並びに代表者の氏名）」

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

や

第五号様式の七中「印」や

「（法人にあっては、主たる事務所の所

在地及び名称並びに代表者の氏名）」

「（法人にあっては、主たる事務所の所在地

）及び名称並びに代表者の氏名 印 や

電話番号（ - - ）」

第五号様式の八中「印」及び

第五号様式の九中

「住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 印 や

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

「住所

氏名 印 や

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」

「及び名称並びに代表者の氏名」

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

第六号様式中「㊦」を削る、

「（法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名）」を

「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
に改め、注を削る。」及び名称並びに代表者の氏名

電話番号（ ）に改め、注を削る。  
第六号様式の二中「印」を削る、「電話番号（ ）」を「電話番号（ ）」に改める

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

第六号様式の三中「印」及び

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

第八号様式から第十号様式までの規定中

「住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名 印 を

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

「住所  
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
に改め、注を削る。  
及び名称並びに代表者の氏名

注 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

を削る。

第十一号様式中「㊦」、「㊧」及び注を削る。

第十二号様式中

「（法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名）」を

「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
に改め、注を削る。」及び名称並びに代表者の氏名  
電話番号（ ）に改める

第十三号様式から第十七号様式までの規定中「㊦」及び注を削る。

第十九号様式中「㊧」を削る。

第二十一号様式から第二十四号様式までの規定中「㊦」及び注を削る。

第二十五号様式中「㊧」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十七号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第八の二中「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第十二条の三第二項の規定により適用される」を削り、「指定項目」の下に「（化学的酸素要求量に限る。）」を加え、「が水質汚濁防止法」を「が同法」に改める。

附 則

この規則は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県規則第十八号

**土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則**

土地改良法に基づく申請等に関する規則（昭和四十年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「謄本」の下に「及び議案書」を加え、同条第一号中「決算」を「法第二十九条の二第一項に規定する決算関係書類の承認」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第九号様式及び第十二号様式から第十七号様式までの規定中「謄本」の次に「及び議案書」を加える。

第二十号様式から第二十二号様式までの規定中「総代会の議事録の謄本」の次に「及び議案書」を、「謄本及び」の次に「議案書並びに」を加える。

第二十二号様式の二及び第二十二号様式の三中「謄本」の次に「及び議案書」を加える。

第二十三号様式中「謄本」の次に「及び議案書」を、「事業報告書」の次に「、貸借対照表、財産目録」を、「収支決算書」の次に「（土地改良法施行規則第25条の2に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、財産目録及び収支決算書）」を加える。

第二十六号様式（その一）及び第二十六号様式（その二）中「議事録の謄本」の次に「及び議案書」を、「事業報告書」の次に「、貸借対照表」を、「収支決算書」の次に「（土地改良法施行規則第25条の2に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、財産目録及び収支決算書）」を加える。

第二十七号様式及び第二十八号様式中「謄本」の次に「及び議案書」を加える。

第二十九号様式中「謄本及び」の次に「議案書並びに」を、「総代会の議事録の謄本」の次に「及び議案書」を加える。

第三十号様式（その四）、第三十号様式（その五）及び第三十七号様式（その一）から第三十七号様式（その三）までの規定中「謄本」の次に「及び議案書」を加える。

**附 則**

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県規則第十九号

**大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則**

大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

別記様式第四号中「非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告」を「非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、この規則による改正後の大分県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県規則第二十号

**大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則**

大分県漁港管理条例施行規則（昭和三十四年大分県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第十一条様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「現金で」を「現金又は指定納付受託者による納付により」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「納入通知書」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者による納付（以下「指定納付受託者による納付」という。）」を加え、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（漁港施設の使用廃止の届出）

**第七条** 条例第十一条第一項に規定する漁港施設の使用の許可を受けた者は、使用を廃止しようとするときは、係留指定施設使用廃止届（第九号様式）を知事に提出しなければならぬ。

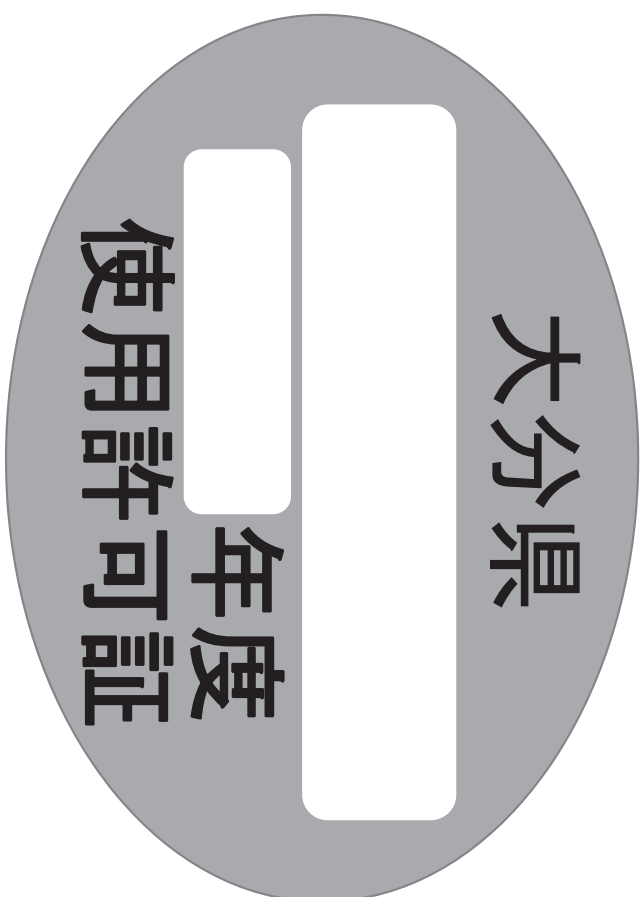
第四号様式中「㊟」を削り、「㊟」を「㊟」に改める。

第五号様式中「㊟」を削る。

第六号様式裏面中「㊟」を「㊟」に改め、「印」を削る。

第七号様式を次のように改める。

第七号様式（第6条関係）



備考 地色は交付年度ごとに定める色とする。

様式は、縦10センチメートル、横15センチメートルの楕円形とする。

第八号様式中「㉓」を削る。  
 第十二号様式中「第12号様式（第12条関係）」や「第13号様式（第13条関係）」に於き「㉔」を削り、同様式を第十三号様式とする。  
 第十一号様式中「第11号様式（第11条関係）」や「第12号様式（第12条関係）」に於き同様式を第十二号様式とする。  
 第十号様式中「第10号様式（第10条関係）」や「第11号様式（第11条関係）」に於き「㉕」を削り、同様式を第十一号様式とする。  
 第九号様式中「第9号様式（第9条関係）」や「第10号様式（第10条関係）」に於き「㉖」を削り、同様式を第十号様式とする。  
 第八号様式の次に次の一様式を加える。

第9号様式（第7条関係）

大分県知事 殿	係留指定施設使用廃止届	年 月 日
届出者 住所	氏名	電話番号
携帯番号 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕	記	
漁港名	係留箇所	許可番号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日	廃止の期日
廃止の理由		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県漁港管理条例施行規則第六条第三項の規定により交付されている第七号様式の使用許可証は、当該使用許可証の有効期間が満了するまでの間は、改正後の大分県漁港管理条例施行規則第六条第三項の規定により交付された第七号様式の使用許可証とみなす。

都市計画法による開発行為許可申請の申請に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十一号

都市計画法による開発行為許可申請の申請に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法による開発行為許可申請の申請に関する規則(昭和四十五年大分県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 省令第六十条第二項に規定する書面の交付を請求しようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書の交付請求書(畜舎等の建築等関係)(第二十一号様式の二)の一部を知事に提出しなければならない。

第三号様式の備考一中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第七号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印すること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第九号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印すること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印すること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十一号様式の備考中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十一号様式の二中「㊦」を削る。

第十三号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十四号様式の二中「㊦」を削る。

第十六号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印すること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十六号様式の二中「㊦」を削り、同様式の備考中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十七号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十七号様式の二中「㊦」を削る。

第十八号様式中「㊦」を削り、同様式の備考中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第十九号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第二十号様式中「㊦」を削り、同様式の備考一中「記載し、押印をすること」に代えて、自署することができる」を「記載すること」に改める。

第二十一号様式中「わたし」を「私」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。



第21号様式の2 (第13条関係)

開発行為又は建築に関する証明書の交付請求書 (畜舎等の建築等関係)

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

請求者

氏 名

私が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 (令和3年法律第34号) 第3条第1項の認定 (同法第4条第1項の変更の認定を含む。) を受けようとする下記の建築計画は、都市計画法第53条第1項の規定に適合している旨の証明書の交付を請求します。

記

- 1 建築物又は特定工作物の用途
- 2 建築又は建設場所
- 3 許可等の年月日番号

年 月 日 第 号

第二十二号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(改正前の都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則第三号様式、第七号様式、第九号様式から第十一号様式の二まで、第十三号様式、第十四号様式の二及び第十六号様式から第二十二号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十二号

大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

大分県が施行する土地区画整理事業に係る清算金の滞納処分に関する規則 (昭和五十年大分県規則第十八号) の一部を次のように改正する。

第一号様式、第四号様式から第十号様式まで、第十三号様式、第十四号様式、第十六号様式から第十八号様式まで、第二十二号様式から第二十六号様式まで、第三十二号様式から三十九号様式まで、第五十三号様式、第五十四号様式、第六十七号様式及び第七十三号様式中「納入通知書の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十三号

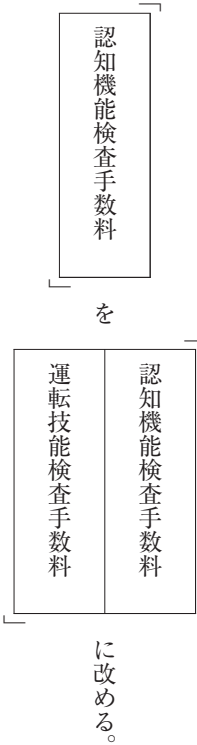
大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の不動産特定共同事業法関係事務の項の次に次のように加える。

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律関係事務	マンシヨンの管理計画認定又は認定更新申請手数料
	マンシヨンの管理計画変更認定申請手数料

別表の運転免許関係事務の項中



附 則

この規則中別表の不動産特定共同事業法関係事務の項の次に次のように加える改正規定は令和四年四月一日から、同表の運転免許関係事務の項の改正規定は同年五月十三日から施行する。